

第2節 監査委員

令和3年度監査実施状況

種 別		実施回数等	
例月現金出納検査	会計管理者及び公営企業管理者が取り扱う現金の出納事務が適正に行われているかについて、毎月検査を実施する。	月1回	会計管理者及び公営企業管理者所管分
定期監査及び行政監査	各所管における事務が、適正かつ効率的に行われているかについて、毎年度監査計画を定めて行う。	11部局	市長公室、危機管理室、ICTイノベーション推進室、財政局、市民人権局、文化観光局、建設局、南区役所、美原区役所、上下水道局、消防局
行政監査	監査委員が必要と認めるときは、各所管における事務が合理的、効果的かつ適正に行われているかについて監査を実施する。	1項目	システム監査
財政援助団体等監査	監査委員が必要と認めるときは、市が補助金、交付金、負担金などの財政的援助を与えている団体及び市が出資金等を25%以上出資している団体に対して、出納その他関連する事務の執行が適正に行われているかについて監査を実施する。	3団体	公益財団法人堺市文化振興財団、公益財団法人堺市産業振興センター、株式会社さかい新事業創造センター
公の施設の指定管理者監査	監査委員が必要と認めるときは、市が公の施設の管理を行わせているものについて、その管理が適正かつ公平・公正に行われているかを監査する。	16か所	堺市立人権ふれあいセンター、堺市金岡公園体育館、堺市金岡公園陸上競技場、堺市金岡公園野球場、堺市金岡公園テニスコート、堺市立美原総合スポーツセンター、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園、堺市立梅文化会館、堺市立東文化会館、堺市立美原文化会館、堺市立文化館、堺市立青少年センター、堺市立青少年の家、堺市立日高少年自然の家、堺市立農業公園「交流施設」、堺市立農業公園「加工体験施設」

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

種 別		実施回数等	
工 事 監 査	工事施行担当部局を対象として、主に技術面から工事が適正かつ合理的に行われているかを監査する。	34か所	土木工事 (20か所) 建築工事 (12か所) 設備工事 (2か所)
決 算 審 査	市長から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算書、基金の運用状況を示す書類の内容が正確であるかどうか、予算が適正かつ効果的に執行されているかを審査する。	10会計	一般会計 特別会計 (7会計) 公営企業会計 (2会計)
基金運用状況審査		1基金	堺市小口更生資金貸付基金
財政健全化判断比率等審査	市長から提出された財政健全化判断比率・資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかを審査する。	5指標	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率
内部統制評価報告書審査	市長から提出された内部統制評価報告書に記載された評価手続及び評価結果が相当であるかを審査する。	1報告書	内部統制評価報告書
住民監査請求監査	住民が、市の執行機関又は市の職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・処分又は財産の管理を怠る事実等により、市に損害を与えた又は与えると認めるときに、監査委員に対して監査を求め、その行為の防止、是正、損害の補填等の必要な措置を請求できる制度で、請求の要件を満たす場合に、監査を実施する。	受理 0件	